

# 東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第4期）【令和6年3月改訂】【概要版】

令和3年3月に策定した東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第4期）について、令和6年度当初予算の編成を踏まえ、改訂版を策定した。改訂版では、令和5年8月から開始された東京電力福島第一原子力発電所の多核種除去設備等処理水の海洋放出処分への対応等を新たに記載するとともに、裏面施策体系の「個別取組」の「第2 被害を受けた事業者等への支援（2 風評被害への対策）」において処理水対策の8事業を新規に追加した。

## 1 実施計画（第4期）の趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故以降、県では東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針及び同実施計画を策定して、放射線・放射能に係る諸般の課題について取り組んできた。

令和3年3月、平成29年3月に改訂した東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針が宮城県震災復興計画の満了とともに見直しがされたため、新たな基本方針に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画の第4期計画を策定した。

現在、生活環境に係る事故の影響は震災以前の状況に戻りつつあるものの、令和5年8月から開始された東京電力福島第一原子力発電所の多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）の海洋放出処分への対応を含む、

- ① 自然環境における放射性物質汚染の未解消
- ② 一部の諸外国・地域での輸入規制の継続
- ③ 見通しの立たない汚染廃棄物等の処分
- ④ 民間事業者等への損害賠償が道半ば
- ⑤ 風評や放射線・放射能に対する不安・懸念

などの残された課題を踏まえ、基本方針においては、目標として、

**「震災以前の安全・安心なみやぎの再生」  
～原発事故被害の収束・解消に向けて～**

を掲げ、以下の4つの個別取組方針に取り組む。

### 【4つの個別取組方針】

#### 第1 「放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進」

放射性物質に汚染された廃棄物の処理、除染に伴い生じた土壌及び廃棄物の処理

#### 第2 「被害を受けた事業者等への支援」

損害に対する確実な賠償請求、風評被害への対策、技術的支援

#### 第3 「不安解消及び風評発生の防止」

空間放射線量率のモニタリング、放射性物質濃度のモニタリング、正しい知識の普及・啓発

#### 第4 「その他原発事故被害収束への取組」

県民一丸となった取組体制の構築、福島第一原子力発電所に関する状況の随時把握、国や東京電力に対する要望・要請

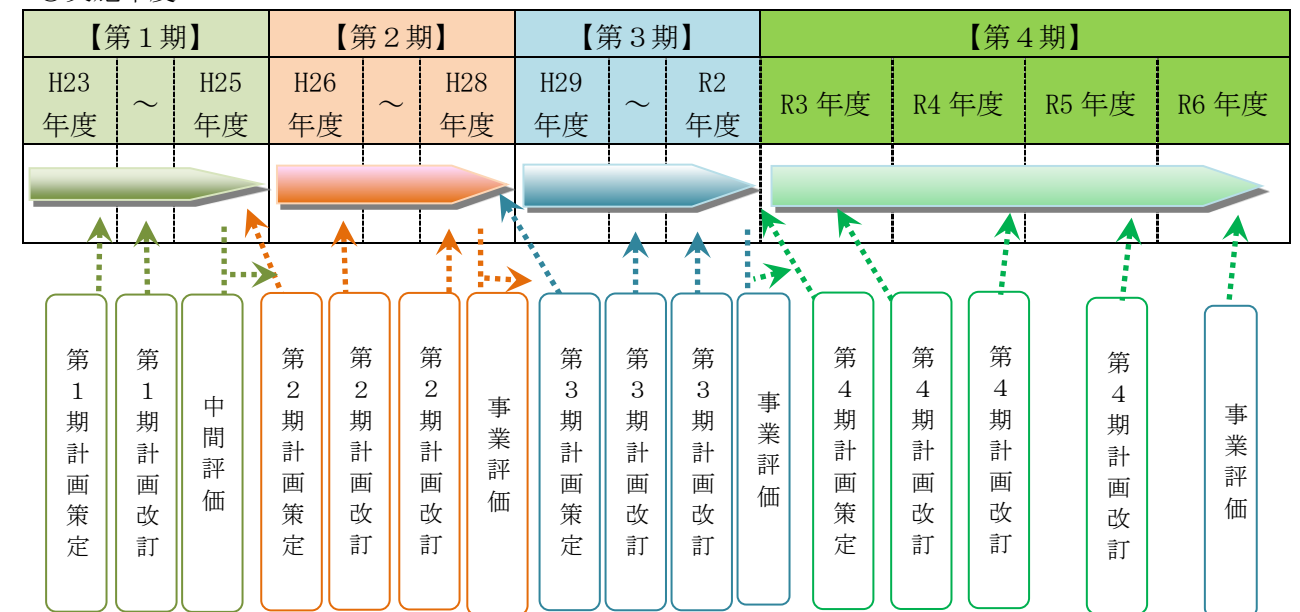
実施計画（第4期）の策定にあたっては、令和2年12月の実施計画（第3期）事業評価において、「事故対策として継続」すべきと判定された各事業を個別取組方針の4項目にとりまとめた。

## 2 実施計画（第4期）の期間

計画期間は上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」（令和3年3月策定、計画期間：令和3～12年度 10年間）の実施計画（震災復興・サポート計画）の前期4年間の期間と合わせ、令和3年度から令和6年度までの4年間としている。

なお、令和6年度に実施計画（第4期）の事業評価を実施し、次期計画の策定を検討する。

○実施年度



## 3 令和6年度改訂で新規に追加した処理水対策事業について

令和5年8月に開始された処理水の海洋放出処分に伴い、一部の国・地域が講じた日本産水産物の輸入禁止措置等で影響を受けた県内の水産関係事業者等を支援するため、実施計画の「第2 被害を受けた事業者等への支援」の「2 風評被害への対策」に処理水対策の8事業を新規に追加し、事業者の経営支援、水産物等の販売促進等の対策に取り組む。

また、既存の掲載事業においても処理水への対応を含めて取り組むこととする。

### 【令和6年度改訂版新規掲載事業】

- ・ 処理水の海洋放出に関する漁業経営相談窓口（水産業振興課）
- ・ 漁業経営サポート資金利子補給事業（水産業振興課）
- ・ 漁業近代化資金利子補給事業（水産業振興課）
- ・ 漁業経営維持安定資金利子補給事業（水産業振興課）
- ・ 次世代漁業人材向け漁船等導入支援事業（水産業振興課）
- ・ 栽培漁業種苗放流支援事業（水産業基盤整備課）
- ・ 輸出基幹品目販路開拓事業（国際ビジネス推進室）
- ・ 東南アジア宮城県産品マーケティング支援（国際ビジネス推進室）

# 施策体系



※1 再掲を含まない令和6年度の実施事業数は50事業

※2 放射性物質汚染廃棄物等処理促進事業(放射性物質汚染廃棄物対策室)では、個別取組第1(1)(放射性物質汚染廃棄物処理促進事業)及び(2)(除染対策事業)の2つの事業を実施